資産税 FP News

税理士法人 FP総合研究所 http://www.fp-soken.or.jp

平成 30 年 6 月 25 日 No. 628

特例事業承継税制(相続税の納税猶予について)

平成30年度税制改正においてさらなる利用促進のために、従来の事業承継税制(一般措置)に加えて、事業承継税制の特例 措置(特例事業承継税制)が創設・拡充されました。今回は、特例事業承継税制による納税猶予のうち、相続税の納税猶予の適 用を受けるために必要な手続について説明します。

(1) 申告までの手続について

特例承継計画の 策定•提出•確認

会社の後継者や承継時までの経営見通し等を記載した「特例承継計画」を策定し、認定経営 革新等支援機関(税理士、商工会、商工会議所等)の所見を記載のうえ、平成35年(2023) 年)3月31日までに都道府県知事に提出し、その確認を受ける。

※平成35年(2023年)3月31日までの相続については、相続後に承継計画を提出する。 ことも可能です。

相続開始から相続税の 申告期限までの間

相続開始後に会社の要件、後継者(相続人等)の要件、先代経営者等(被相続人)の要件を 満たしていることについての都道府県知事の「円滑化法の認定」を受ける。

※「円滑化法の認定」を受けるためには、相続開始後8か月以内にその申請を行う必要が あります。

相続税の申告期限

相続税の申告期限までに、この制度の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の 書類を税務署へ提出するとともに、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を

※相続税の申告期限は相続開始があったことを知った日(通常は被相続人が死亡した日)の 翌日から10か月以内。

(2) 適用期限

平成30年1月1日から平成39年(2027年)12月31日までの相続又は遺贈により取得する株式について適用

(3) この制度の適用を受けるための要件

①会社の主な要件

次のいずれにも該当しないこと

- (イ) 上場会社
- (ロ) 中小企業者に該当しない会社
- (ハ) 風俗営業会社
- (二) 資産管理会社(一定の要件を満たすものを除く)
- ※資産管理会社とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等の特定の資産の保有割合が総額の70% 以上の会社(資産保有型会社)やこれらの特定の資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の会社(資産運 用型会社)をいいます。
- ②後継者である相続人等の主な要件
 - (イ) 相続開始の日の翌日から5か月を経過する日において会社の代表権を有していること
 - (ロ) 相続開始の時において、後継者及び後継者と特別の関係がある者で総議決権数の 50%超の議決権数を保有す ることとなること
 - (ハ) 相続開始の時において後継者が有する議決権数が次の①又は回に該当すること
 - ⑦後継者が1人の場合

後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること

◎後継者が2人又は3人の場合

総議決権数の10%以上の議決権数を保有し、かつ、後継者と特別の関係がある者(他の後継者を除きます)の 中で最も多くの議決権数を保有することとなること

- (二)相続開始の直前において、会社の役員であること(被相続人が60歳未満で死亡した場合を除きます。)
- ③先代経営者等である被相続人の主な要件
 - (イ) 会社の代表権を有していたこと
 - (ロ)相続開始の直前において、被相続人及び被相続人と特別の関係がある者で総議決権の 50%超の議決権数を保 有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと

※相続開始の直前において、既に特例措置の適用を受けている者がいる場合等には、(イ)、(ロ)の要件は不要です。

4担保提供

納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。

※この制度の適用を受ける非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、納税が猶予される相続額及び利子 税額に見合う担保の提供があったものとみなされます。 (担当:田中 裕史)